

あんしんセキュリティ(無料プラン)ご利用規約

株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます。)がお客さまに提供するあんしんセキュリティサービス(無料プラン)(以下「本サービス」といいます。)は、この「あんしんセキュリティ(無料プラン)ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従って提供されます。ドコモが別に認める場合を除き、お客さまが本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第1条(契約の成立)

- (1) お客さまが、本サービス専用アプリとしてドコモが別途指定する、ドコモ、McAfee LLC.(以下「McAfee 社」といいます。)、F-Secure Inc. (以下「F-Secure Inc.」)といいます。)又はその関連会社(以下総称して「提供元会社」といいます。)が提供するアプリ(以下「本アプリ」といいます。)を起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下した時点をもって、本規約に基づきドコモとお客さまとの間に本サービスの利用にかかる契約(以下「本契約」といいます。)が成立し、その効力を発生するものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまが、前項の規定に基づく本契約の成立前に、第2条(3)に定める本無料契約を締結された場合、本無料契約の効力発生時点において、同時に本契約も成立し、その効力を発生するものとします。但し、この場合においても、お客さまは、本アプリを起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下のうえ、各機能の初期設定を完了するまでは、本サービスをご利用いただくことはできません。
- (3) お客さまが 未成年者又は本契約もしくは本無料契約の締結にその保佐人もしくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人もしくは被補助人である場合は、本契約又は本無料契約の申込みについて、それぞれ法定代理人(親権者もしくは未成年後見人又は保佐人もしくは補助人)の事前の同意を得るものとします。

第2条(本サービスの概要)

- (1) お客さまは、本サービスをご利用いただくことにより、本アプリがインストールされた、ドコモが別に定める対応端末(以下「本サービス対応端末」といいます。)において次の各号に定める機能をご利用いただくことができます。但し、各機能の利用には、各機能に対応する OS のバージョンが必要です。なお、各号に定める機能のうち②を除く機能についてはドコモが運営するサーバの外、提供元会社が運営するサーバ(以下「提供元会社サーバ」といいます。)を用いて提供されます。また、iOS 搭載端末をご利用の場合は、次の各号に定める機能のうち機能のうち①の機能をご利用いただくことができず、AndroidOS 搭載端末をご利用の場合は、次の各号に定める機能のうち②の機能をご利用いただけません。ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービス対応端末及び対応する OS のバージョンを変更することができるものとします。

① セキュリティスキャン

- ・ アプリのインストール時等に McAfee 社が提供するウイルス定義ファイルを用いたウイルス(マルウェア)チェックを実施し、また本サービス対応端末にインストールされたアプリの情報を McAfee 社サーバへ送信し照会することによるウイルス(マルウェア)チェックを実施し、当該ウイルス(マルウェア)チェック実施時にウイルス(マルウェア)を検出した場合に警告する機能

② OS チェック

- ・ 本サービス対応端末のOSのバージョンが最新版かどうかを判定する機能

③ 危険 Wi-Fi 対策

- ・ 通信内容が監視されている場合等、McAfee 社又は、F-Secure Inc. の定める基準により安全でない
と検知した Wi-Fi ネットワークに接続した場合に警告する機能

(2) 本サービスは、次に定めるお客さまに限りご利用いただくことができます。

・ドコモと FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は 5G サービス契約約款(以下総称して「契約約款」といいます。)に基づく回線契約(ドコモが別に定める提供条件書「料金プラン(home 5G)」に規定する home 5G プランを選択している場合を除きます。以下「FOMA/Xi/5G 契約」といいます。)を締結しているお客さま(以下「ドコモ回線契約者」といいます。)のうち、ドコモが別に定める「d アカウント規約」(以下「d アカウント規約」といいます。)に基づきドコモが発行したドコモ回線 d アカウント又はドコモが別に定める「ビジネス d アカウント規約」(以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。)に基づきドコモが発行したドコモ回線ビジネス d アカウント(以下総称して「d アカウント等」といいます。)の ID 及びパスワードをお持ちのお客さま(ドコモが別に定める手続きを行った場合に限りです。)(但し、ドコモが別に定めるアプリケーション「docomo Application Manager」がインストールされている本サービス対応端末を利用する場合、本サービスのうちセキュリティスキャン機能は d アカウント等を要せずご利用いただくことができます。)

なお、本サービス対応端末に挿入されているドコモ UIM カード又は本サービスをご利用される d アカウント等にかかる FOMA/Xi/5G 契約が終了、又は利用中断した場合、その他ドコモが指定する事由が生じた場合、当該事由が継続している間は本サービスをご利用いただくことはできません(ドコモが別に定める場合を除きます)。

(3) お客さまは、OS チェック及び危険 Wi-Fi 対策(以下、総称して「無料機能」といいます。)をご利用いただくためには、本契約の他に、別途ドコモに対して無料機能の利用に関するお申込みをしていただく必要があります。お客さまから、ドコモが別に定める方法により無料機能の利用に関する申込みがあり、ドコモが当該申込みを承諾した時点で、無料機能の利用に関する契約(以下「本無料契約」といいます。)が成立し、その効力を発生するものとし、その契約条件は本規約に定めるとおりとします。なお、本無料契約は、本条第2項に該当するお客さまに限ってお申込みいただくことができますが、ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、本無料契約のお申込みを承諾しない場合があります。無料機能は、本無料契約を締結されているお客さま(以下「無料契約者」といいます。)のみがご利用いただけます。

- ① ドコモ回線契約者によるお申込みであり、かつ、FOMA/Xi/5G 契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中など、ドコモが別に定める状態にある場合
- ② ドコモにより、本サービスの利用を停止され、又は本無料契約を解約されたことがあるお客さまによるお申込みである場合
- ③ 本無料契約のお申込内容に不足、不備もしくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
- ④ 過去に本規約、d アカウント規約又はビジネス d アカウント規約(以下総称して「本規約等」といいます)のいずれかに違反したことがある又は違反したおそれがある場合
- ⑤ 本規約等のいずれかに違反するおそれがある場合
- ⑥ ドコモに対する債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- ⑦ その他ドコモが不相当と判断した場合

第3条(制限事項)

(1) ドコモは、本アプリのバージョンアップ版を提供する場合があります。お客さまご自身でバージョンアップ版をダウンロードいただく必要があります。この場合、お客さまがバージョンアップを行うまでの間又は本アプリのバージョンアップ後に本アプリの画面表示に従って所定の操作を完了するまでの間、本サービスの全部又は一部をご利用いただけなくなる場合があります。また、バージョンアップを行う前にお客さまの本アプリ内に蓄積されていた設定データなどの全部または一部が消去される場合があります。

- (2) 本アプリは、定期的にウイルス定義ファイルの更新の有無を自動的に確認し、随時ウイルス定義ファイルの更新する機能を有していますが、当該更新のタイミングにおいてお客さまの本サービス対応端末が通信可能な状態にない場合などには、ウイルス定義ファイルの更新等が実施されない場合があります。
- (3) FOMA/Xi/5G 契約にかかるドコモ UIM カードが挿入されていない場合、本サービスでご利用のdアカウント等について、本サービス対応端末において d アカウント規約に基づく d アカウント設定(以下「dアカウント設定」といいます。)がなされていない場合、通信可能な状態にない場合などには、本アプリのダウンロードやバージョンアップができない場合があります。
- (4) セキュリティスキャンの実行中、OS チェックの実施中、ウイルス定義ファイルの更新中などにおいて、お客さまの本サービス対応端末のレスポンスや通信速度が低下する場合があります。
- (5) 本アプリのバージョンアップ版のダウンロード中、ウイルス定義ファイルの更新中、セキュリティスキャンの実行中、OS チェックの実施中、危険 Wi-Fi 対策の実行中などに通信が切れた場合、提供元会社サーバが利用できない場合、お客さまの本サービス対応端末に本アプリの動作に支障を及ぼすアプリ(本サービスと同種の機能を有するアプリ、タスクマネージャ機能を有するアプリなど)がインストールされている場合、FOMA/Xi/5G 契約にかかるドコモ UIM カードが挿入されていない場合、本サービス対応端末に本サービスでご利用のdアカウント等にかかるdアカウント設定がなされていない場合など、本アプリが正常に動作しない場合があります。

第 4 条(セキュリティスキャンについて)

- (1) セキュリティスキャンにおいて検知が可能なウイルスなどのセキュリティの脅威は、セキュリティスキャン利用時点でお客さまの本サービス対応端末に記録されている、McAfee 社が提供するウイルス定義ファイルにより対応可能な脅威又は McAfee 社サーバに記録されている脅威のみであり、その他全ての脅威を検知することを保証するものではなく、当該ウイルス定義ファイル又は当該サーバ記録に含まれない未知の脅威など、対応できない場合があります。
- (2) お客さまがセキュリティスキャンにおいて検知されたウイルスを削除される場合、お客さまの本サービス対応端末に記録されている他のファイル、データも削除される場合があります。
- (3) 第 9 条に基づき本無料契約が解約等された場合、本契約は引き続きその効力を有しますが、本アプリのバージョンアップができなくなるため、セキュリティスキャンが正常に動作しない場合があります。

第 5 条(OS チェックについて)

OS チェックは、ドコモのデータベース(以下「OS チェック用データベース」といいます。)に基づき、お客さまが利用する本サービス対応端末の OS が最新のものかをチェックする機能です。但し、OS チェック用データベースに登録されている情報は最新の情報とは限らないため、正確な判定を保証するものではありません。

第 6 条(危険 Wi-Fi 対策について)

危険 Wi-Fi 対策の対象となるのは、McAfee 社又は F-Secure Inc. の定める基準により対応可能な Wi-Fi ネットワークへの接続のみであり、その他全ての Wi-Fi ネットワークへの接続を検知することを保証するものではありません。

第 7 条(d アカウント等の ID/パスワードについて)

- (1) お客さまがご利用の本サービス対応端末において、本サービスを利用する場合には、d アカウント等の ID 及び

パスワードの入力が必要となる場合があります。

- (2) d アカウント等の ID 及びパスワードが入力されて本サービスの利用がなされた場合、当該利用はお客さまによりなされたものとみなします。

第 8 条(利用料について)

- (1) 本サービスは無料でご利用いただけます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスのご利用には、一部を除き、パケット通信料／データ通信料がかかります（アプリ及びそのバージョンアップ版のダウンロード時、ウイルス定義ファイルの更新時、セキュリティスキャンの実行中、危険 Wi-Fi 対策実行中における提供元会社サーバとの通信時などを含みますが、これらに限りません）。また、ウイルス定義ファイルの更新が無い場合でも、その更新の有無を確認するための通信について都度別途パケット通信料／データ通信料がかかります。
- (3) 本条第1項の規定にかかわらず、ドコモ回線契約者が本サービスを海外でご利用になる場合、一部の場を除き、すべての通信に対し、契約約款に定める国際アウトローミング通信料がかかります。この場合、お客さまがパケット定額／データ定額サービスをご契約されていても、パケット定額／データ定額サービスの適用対象外となります（海外パケ・ホーダイが適用となる場合を除きます）。

第 9 条(本無料契約の解約等)

- (1) 無料契約者は、本無料契約の解約を希望される場合、ドコモが別に定める手続きにより本無料契約を解約することができます。なお、ドコモ回線契約者である無料契約者の本無料契約にかかる FOMA/Xi/5G 契約について、解約、名義変更・承継によるご契約者の変更、電話番号保管等が発生した場合には、本無料契約は自動的に解約となります。但し、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。
- (2) ドコモは、無料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、無料契約者に対する事前の通知を行うことなく、本無料契約の全部又は一部を解除することができるものとします。但し、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。
 - ① 本無料契約の申込内容が事実と反していることが判明した場合
 - ② 第 11 条(無料機能の利用停止)第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、無料契約者による無料機能の利用が停止された場合において、当該事由がドコモの業務に支障を及ぼすおそれがある場合、又はドコモが指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しない場合
 - ③ 第 13 条(禁止事項)に違反した場合
 - ④ 本規約又は契約約款に基づく義務を履行する見込みがないと認められる場合
 - ⑤ ドコモの業務遂行に支障を及ぼす場合
 - ⑥ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合
- (3) 本無料契約が解約、解除その他の事由により終了した場合、本無料契約の各種機能等により登録された情報は全て削除されます。

第 10 条(本サービスの中断・中止等)

次の各号に該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供が中断・中止されることがあります。この場合、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法で事前にお客さまにその旨を通知又はドコモのホームページ上に掲示します。但し、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知又は掲示できない場合は、この限りではありません。

- ① 本サービスに係るシステム(提供元会社サーバを含み、以下同じとします)の保守・点検のために必要な場合

- ② 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合
- ③ 本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合
- ④ 運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断される場合
- ⑤ その他合理的に必要と認められる場合

第 11 条(無料機能の利用停止)

- (1) ドコモは、無料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、無料契約者に対する事前の通知を行うことなく、無料契約者による無料機能の全部又は一部のご利用を停止することができるものとします。
- ① 無料契約者が本規約等に違反した場合
 - ② ドコモ回線契約者である無料契約者が、本無料契約にかかる FOMA/Xi/5G 契約について、FOMA サービス、Xi サービス又は 5G サービスの利用を停止された場合
 - ③ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があった場合
 - ④ その他ドコモの業務遂行に支障を及ぼす場合
- (2) ドコモは、無料契約者に対し、前項の措置に代えて、又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。但し、本項の定めは、ドコモが第 9 条(本無料契約の解約等)に基づき本無料契約を解約することを妨げるものではありません。

第 12 条(本サービスの変更、追加、廃止)

- (1) ドコモは、ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービスの全部若しくは一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。なお、本サービスの各機能の内、無料機能を全て廃止した場合には、お客さまとドコモとの間の本無料契約は終了するものとします。
- (2) ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまへドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
- ① 本規約の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、本契約又は本無料契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 13 条(禁止事項)

お客さまは、本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- ① ドコモ若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するそれのある行為
- ② 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ ドコモ又は提供元会社の設備(提供元会社サーバを含みます)に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ ドコモの営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- ⑤ ドコモ若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ⑥ 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- ⑦ 本サービスを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず

第三者の利用に供する行為

- ⑧ 本アプリを本サービス対応端末以外の端末(本サービス対応端末を不正に改造した端末を含みます)で利用する行為
- ⑨ 本アプリの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
- ⑩ 本アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
- ⑪ 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- ⑬ 執拗に業務を妨害する等の悪質な行為
- ⑭ 上記の他、法令、契約約款等、本規約等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

第 14 条(反社会的勢力の排除)

お客さまは下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 15 条(注意事項)

- (1) お客さまのご利用の方法によっては、定期的な通信によりパケット通信量／データ通信量が増え、本サービス対応端末の消費電力が増加し、連続通話(通信)時間・連続待受時間が短くなる場合があります。
- (2) 本サービス利用中、万一犯罪などにより生命や財産等に被害又は損害を被ったとしても、ドコモは、本規約等によるほかは、責任を負いません。
- (3) ドコモが本サービスにて提供する情報及び本アプリの著作権は、ドコモ又はその他の第三者に帰属し、本契約及び本無料契約は、お客さまに対する何らの権利移転等を意味するものではありません。お客さまは、当該著作物を私的かつ非営利目的で本サービスを利用する目的に限り使用できるものとし、当該目的以外に使用してはならないものとします。また、お客さまは、著作権者の許可なく当該著作物の全部又は一部を複製・複写・転載・改変し、又は販売、再配布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾等を行うことはできません。
- (4) お客さまは、本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関する法令等(以下「輸出入関連法規」といいます。)の適用を受ける場合には、輸出入関連法規を遵守するものとします。なお、お客さまは本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さまのご自身の責任でこれを解決するものとします。

第 16 条(ドコモの責任)

- (1) 本サービス対応端末、本アプリのバージョン又は本サービス対応端末の OS のバージョンアップの有無等によって、お客さまがご利用できる各機能の内容が異なる場合があります、ドコモはお客さまに対して本サービスの各機能の全ての利用を保証するものではありません。
- (2) ドコモは、本サービス又は本アプリの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしもお客さまの特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、ドコモは、本アプリが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本アプリが正常に動作することを保証するものではありません。
- (3) ドコモは、本アプリに契約不適合が発見された場合、ドコモのホームページに掲載し、又はその他ドコモが適当と認める方法により、お客さまに対し契約不適合のある旨を周知又は通知するとともに、契約不適合のない本アプリを提供するか、又は当該契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。
- (4) ドコモが本サービス又は本アプリに関してお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが賠償をする損害は、通常かつ直接の損害(本無料契約の有無にかかわらず、200円を上限とします。)に限るものとし、ドコモは、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。但し、ドコモの故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
- (5) 前項の規定にかかわらず、ドコモは、無料機能が提供されるべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供がなされなかったときは、その無料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、無料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後のその状態が継続した期間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、200 円を日割り計算のうえ、その日数に対応する金額を損害とみなし、その額に限って賠償します。本項の規定は、ドコモの故意又は重大な過失により無料機能を提供しなかったときは適用しません。

第 17 条(通知)

ドコモは、本契約又は本無料契約に関するお客さまへの通知又は周知を、ドコモが適当と判断する方法により行います。なお、ドコモが、次の各号に定める方法でお客さまへの通知を行った場合、当該通知は通常到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。

- ① ドコモ回線契約者のお客さまが FOMA/Xi/5G 契約に関してドコモに届け出ている住所又は請求書送付先への郵送による通知
- ② お客さまが d アカウント等の ID として利用している連絡先メールアドレス又は d アカウント等に関して登録している連絡先メールアドレスへの電子メールへの送信による通知
- ③ その他ドコモが適当と判断する方法による通知

第 18 条(権利譲渡等の禁止)

お客さまは、ドコモの事前の書面による同意なしに、本契約又は本無料契約に関するお客さまの権利又は義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第 19 条(個人情報の取扱い)

- (1) ドコモは、お客さまの情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第 20 条(準拠法)

本契約及び本無料契約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条(紛争解決)

本契約又は本無料契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又はお客様の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2024年12月 11 日から実施します。